

安倍政権「戦争法制」を問う

五十嵐 仁（法政大学大原社会問題研究所前教授）

〔以下の論攷は、『ひろばユニオン』2015年5月号、に掲載されたものです。〕

いよいよ戦争への道が始まろうとしています。「戦後70年」は「戦前0年」となるのでしょうか。昨年7月1日に集団的自衛権行使を容認する閣議決定がなされました。集団的自衛権とは、攻撃を受けていないにもかかわらず、米国と一緒に武力攻撃に参加することです。日本が戦後、守ってきた「専守防衛」の国是（自国が攻撃を受けていないのに反撃したり、他国間の戦争に

加わって海外で武力を行使したりしないこと)を大きく逸脱するものです。

今年3月20日に、その法案化に向けての与党協議会での合意文書がまとめられ、4月17日には全体像が提示されました。これについて自民・公明両党からの強い異存は出なかったとされています。4月下旬での与党合意や日米防衛協力のための指針(ガイドライン)の再改定、日米首脳会談などを経て、5月中旬に関連法案が国会に提出されます。通常国会は6月24日まで会期ですが、8月上旬ころまで延長して成立を目指す方針だといえます。

これらの関連法案は「安全保障法制」の整備だとされていますが、実際には戦争への参加を可能にするための「戦争法制」の整備です。「安全を保障」というより、自衛隊員をはじめ日本国民の安全を危うくすることになるでしょう。それは安倍首相による軍国主義(ミリタリズム)の具体化を意味するもので、*グアベノミリタリズム*の開始にほかなりません。

これから整備されようとしている「戦争法制」の全体像は、3月20日の与党協議会で合意された「安全保障法制整備の具体的な方向性について」で示されています。それによれば、以下の5つの分野が対象になります。

第1は「武力攻撃に至らない侵害への対処」で、訓練中の米軍や他国軍の武器警護、離島占拠からの武装勢力の排除、ミサイル発射への警戒・監視などを実施できるようにすることです。これは主に自衛隊法の改定が対象となります。

第2は「我が国の平和と安全に資する活動を行う他国軍隊に対する支援活動」で、周辺事態

【論巧】 安倍政権「戦争法制」を問う

安全確保法の「周辺」という概念を削除して地理的限定のない「重要影響事態」を新設し、世界中のどこでも他国軍を支援できるようにすることです。

第3は「国際社会の平和と安全への一層の貢献」で、「国際社会の平和と安全のために活動する他国軍隊に対する支援活動」と「国際的な平和協力活動の実施」の二つに分かれており、前者は新法として恒久法を制定していつでも他国軍の戦闘支援を可能にすること、後者は国連平和維持活動（PKO）で自衛隊が武装勢力に襲われた他国部隊などを助ける駆けつけ警護、任務遂行のための武器使用、国連が関与しない治安維持や停戦監視活動などを「国際連携平和安全活動」と規定して有志国連合での治安維持任務を可能にすることです。主に国際平和協力法関連になります。

第4は「憲法9条の下で許容される自衛の措置」で、集団的自衛権行使を「本来任務」にすること、新「3要件」による「新事態」での海外派兵を可能にすることです。主に自衛隊法と武力攻撃事態対処法の改定が対象になります。

第5は「その他関連する法改正事項」で、①どこでも船舶検査ができるようにすること（船舶検査活動法）、②米軍に対する支援活動や弾薬の提供、給油などを可能にすること（自衛隊法）、③人質になった在外日本人を自衛隊が武器をもって救出できるようにすること（自衛隊法）、④「国家安全保障会議の審議事項」について必要な法改定を検討すること（国家安全保障会議設置法）などとなっています。

戦地派兵 歯止めなし

以上にみられるように、今回の法改定の内容は多岐にわたっています。これについては、すでに多くの問題点が指摘されていますが、ここでは以下の点を指摘しておきましょう。

第1に、「集団的自衛権の行使容認」に関するのは第4の分野だけで、それが中心であるとはいえ、「戦争法制」の一部にすぎないということです。それ以外にも、「純然たる平時でも有事でもない事態」（グレーゾーン事態）での自衛隊投入、「周辺」の制約を外した「重要影響事態」の新設や新法「国際平和支援法」（国際「戦争」支援法？）制定による自衛隊の海外展開、PKO法の改定による自衛隊の活動領域や武器使用権限の拡大などが目指されています。

第2に、「事態」という用語が多用され、分かりにくいものになっているということです。これまで「武力攻撃事態」などがありましたが、これに加えて、「存立危機事態」「重要影響事態」「国際平和共同対処事態」などが新たに登場しています。このうち、「存立危機事態」は、密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、わが国の存立が脅かされる明白な危険がある事態を示し、集団的自衛権の行使を認める新「3要件」に関連するものですが、他の「事態」は基本的に集団的自衛権とは無関係です。

第3に、「歯止め」は形だけで、実質的な意味を持っていません。海外派遣の具体的な基準は

なく、「明白な危険」とはどのようなものであるかも不明です。公明党が主張している「国際法上の正当性」については「国連決議等」とされ、決議に類するものがあればよく、「国会の関与」も「例外なしに事前承認」とされたものの、「7日以内」という枠がはめられました。自民党が衆参両院で過半数以上であれば、国会でのチェックも働きません。「自衛隊員の安全の確保」に至っては「必要な措置を定める」としているだけで、具体的な内容は不明です。

第4に、以上の結果、自衛隊員のリスクは格段に高まり、自衛隊発足以来「殺し、殺される」ことのなかった自衛隊員に死傷者が出ることは確実です。「日本と密接な関係にある他国」とありますが、実際には米軍などの「他国軍」であり、その後方支援や機雷除去作業への自衛隊の協力こそが今回の法整備の主眼です。アフガニスタンでの国際治安支援部隊（ISAF）に参加したドイツ軍に54人の死者が出たように、後方支援に限定していても死傷者は避けられないでしょう。

なし崩しの自衛隊派兵

このような自衛隊の海外派兵は、これまでもなし崩しに進んできました。91年の湾岸戦争がきっかけです。この時、機雷掃海のために海上自衛隊の掃海艇がペルシヤ湾に派遣されました。これが初の自衛隊の海外派兵になります。

翌92年にPKO（国連平和維持活動）協力法が成立しました。これによって陸上自衛隊がカンボジアに派遣され、自衛隊の地上部隊の初めての海外派兵になります。これ以降、モザンビーク（93年）、ゴラン高原（96年）、東ティモール（02年）への派遣などが続きました。

他方、日米間の軍事協力については、78年に初めてのガイドラインが結ばれ、航空自衛隊初の日米共同訓練が行われています。97年に新ガイドラインの策定があり、99年には周辺事態法など新ガイドライン関連3法が成立しました。

01年には米国で同時多発テロが発生し、ブッシュ大統領の「対テロ戦争」宣言によって新しい局面に入ります。その後、アフガニスタン戦争が勃発してテロ対策特措法が成立し、海上自衛隊等の補給艦等3隻がインド洋に派遣され、米海軍など外国艦船への給油などに従事します。

03年にはイラク戦争が始まり、イラク復興特別措置法、武力攻撃事態法など有事関連3法が成立。04年に陸上自衛隊がイラクのサマウワに、航空自衛隊はバグダッド空港に派遣されて米軍などの物資・兵員を輸送します。このとき、イラクの武装グループが日本人3人を拉致して自衛隊の撤退を要求しましたが、交渉によってこの3人は無事生還しています。

04年には国民保護法など有事関連7法も成立し、08年には失効したテロ対策特措法の後継である新テロ対策特措法を根拠に、再び海上自衛隊がインド洋に派遣されました。09年には、ソマリア沖の海賊行為への対処を目的に海上自衛隊が派遣され、ジブチに基地がおかれます。これは自衛隊唯一の海外基地となり、警備のために陸上自衛隊、物資と人員の輸送のために航空

【論巧】 安倍政権「戦争法制」を問う

自衛隊も派遣されました。

11年には、PKO協力法にもとづいて陸上自衛隊が南スーダンに派遣され、首都ジュバとその周辺で道路整備などに従事しました。約400人が駐屯していますが、現地情勢の悪化によって宿営地外での活動は自粛しています。

このように徐々に拡大されてきた戦争法制整備と海外派兵の集大成が、今回の法整備にほかなりません。なし崩し的に少しずつ既成事実化してきたことを、正々堂々と幅広くやれるようにしたいということです。いつでも、どこでも、先制攻撃を含むどのような戦争についても、政府の一存で米軍などとの共同作戦に加わられるようにしたいということでしょう。

アジア諸国の眼

自衛隊が海外の紛争に関与しやすくなり、武器の使用範囲が拡大し、「現に」戦闘行為が行われていないというだけで戦場に送られれば、死傷者が出ることは火を見るよりも明らかです。自衛隊員にとっては、これまで以上にリスクの高い任務に従事させられることになりました。しかし、問題はそれだけではありません。

第1に、地方自治体や国民も戦争協力に向けて動員される可能性が高まります。国民保護法では、国や自治体の動員が定められており、自衛隊が防衛出動命令を受ければ、民間企業（指

定公共機関)や地方自治体も組み込まれ、不動産の使用や物資の収容が可能となり(徴発)、医療・建設・輸送などの従事者には業務従事命令が出される(徴用)危険性があります。最近の戦争は「民営化」が進み、輸送や警備などに民間企業が動員され、社員の犠牲者が出る例も生まれています。

第2に、海外派兵のための特別の部隊や装備のために税金が無駄遣いされます。防衛費は3年連続で増加し、今年度は過去最高の4兆9801億円となり、オスプレイ、無人偵察機、水陸両用車購入が予定されています。13年12月に新しい「防衛計画の大綱」「中期防衛力整備計画」が閣議決定され、5年間で25兆円の防衛費と、水陸機動団の編成、ヘリ空母型の巨大護衛艦6隻、イージス艦8隻の保有などが計画されています。いずれも自衛隊の海外展開を可能とする装備です。

第3に、イスラム過激派など米国に敵対する勢力から敵視され、日本人が狙われる危険性が高まります。イラク戦争では1人が殺害され、アルジェリアでは10人が殺害されました。今年IS(イスラム国)による2人の殺害という事件が起きました。米軍との軍事協力が深まるにつれて日本人の被害が増えていることが分かります。さらに日米同盟が強化されれば、海外の日本人だけでなく、国内でのテロ事件の発生を引き起こす危険性を高めるでしょう。

第4に、日米同盟の強化は日本の国際的孤立を招く可能性を高めます。国際秩序が多極化する中でアメリカの国際的地位が低下しているからです。アジアインフラ投資銀行(AIIB)

【論巧】 安倍政権「戦争法制」を問う

の例が示すように、アメリカに追隨した日本はカヤの外に置かれる形になりました。力を弱めてきているアメリカへの追隨と、アジアでの影響力を強めている中国を敵視する外交がいかなる失敗をもたらすかを、このことは明瞭に示しています。

第5に、「武力に頼らない平和構築」の可能性を狭めることとなります。紛争処理に従事してきた伊勢崎賢治東京外語大教授は「自衛隊のイメージにフィットすると思っているのは非武装の軍事監視団、停戦監視団」だと言っていますが、軍事力へのコミットを強め米軍との戦争協力体制を整備すれば、このような日本独自の役割の發揮は困難になります。それは、国際紛争解決のための唯一の道を閉ざすことになるでしょう。

戦後の日本は、戦前とは違う国となったこと、平和国家に生まれ変わったことを、アジアの国々に理解してもらうことに努めてきました。引越すことのできない日本は、近隣諸国と和解して歴史問題を解決することでしか、アジアでは生きていけないからです。

しかし、安倍政権は歴史認識と外交・安全保障政策の戦前回帰によって、そのような努力を放棄してしまいました。それは日米同盟の強化のためだとされていますが、アジア諸国との良好な関係がなければ米国の信頼も得られません。安倍首相が最も理解していない重要なポイントです。

紛争や戦争のない世界、不信や対立のないアジア、そして米軍や基地のない日本。このような将来のビジョンにどう近づいていくのか、そのために役立つような選択なのか。これこそが、

今後の日本の進路を考えるうえで忘れてはならない視点なのではないでしょうか。